

○熊本市地下水保全条例施行規則〔水保全課〕

平成20年3月31日

規則第42号

熊本市地下水保全条例施行規則（平成3年規則第45号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、熊本市地下水保全条例（平成19年条例第90号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において「井戸」とは、揚水設備（動力を用いて地下水を採取するための設備で、揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計をいう。）が6平方センチメートルを超えるものをいう。）を備えた井戸及び自噴井戸（動力を用いて地下水を採取する井戸で、吐出口の断面積が19平方センチメートルを超えるものをいう。）をいう。

（平25規則32・一部改正）

（熊本市東部堆肥センター条例第4条第1項の対象畜産農家等に係る家畜排せつ物の適正な処理の方法）

第2条の2 条例第10条の2第1項の規則で定める方法は、次の各号のいずれかの方法とする。

- (1) 熊本市東部堆肥センターによる堆肥化
- (2) 自ら所有し、又は管理する堆肥舎における堆肥化
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項に規定する産業廃棄物としての処分
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

（平30規則86・追加）

（大規模採取者の地下水かん養対策）

第3条 条例第14条第1項の規則で定める者は、一の年度における地下水採取量（同一敷地に2以上の井戸を有するときは、それぞれの地下水採取量を合計した量とする。以下同じ。）が30,000立方メートルを超える者（専ら農業のために利用する者を除く。）とする。

2 条例第14条第2項の規定による報告は、地下水のかん養対策の取組状況報告書により、前年度の取組の状況に係る報告について、毎年4月30日までに行わなければならない。

3 条例第14条第3項の規定により公表する報告の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地下水採取者の氏名又は名称
- (2) 井戸の所在地
- (3) 地下水の用途
- (4) 地下水採取量
- (5) かん養対策の取組の状況
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(平30規則86・一部改正)

(大規模採取者の節水対策)

第4条 条例第18条第1項の節水計画は、節水計画書により、年度ごとに作成し、当該年度の4月30日までに提出しなければならない。

2 条例第18条第2項の規定による報告は、節水計画の実施状況報告書により、前年度の実施の状況に係る報告について、毎年4月30日までに行わなければならない。

3 条例第18条第3項の規定により公表する報告の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地下水採取者の氏名又は名称
- (2) 井戸の所在地
- (3) 地下水の用途
- (4) 地下水採取量
- (5) 節水計画の実施の状況
- (6) 水の循環率
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

(平30規則86・一部改正)

(有害物質の種類)

第5条 条例第20条第1項に規定する規則で定める物質は、次に掲げるとおりとする。

- (1) カドミウム及びその化合物
- (2) シアン化合物
- (3) 有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)
- (4) 鉛及びその化合物
- (5) 六価クロム化合物
- (6) ひ素及びその化合物
- (7) 水銀及びその化合物

- (8) ポリ塩化ビフェニル
- (9) トリクロロエチレン
- (10) テトラクロロエチレン
- (11) ジクロロメタン
- (12) 四塩化炭素
- (13) 1, 2-ジクロロエタン
- (14) 1, 1-ジクロロエチレン
- (15) シス-1, 2-ジクロロエチレン
- (16) 1, 1, 1-トリクロロエタン
- (17) 1, 1, 2-トリクロロエタン
- (18) 1, 3-ジクロロプロペン
- (19) チウラム
- (20) シマジン
- (21) チオベンカルブ
- (22) ベンゼン
- (23) セレン及びその化合物
- (24) ほう素及びその化合物
- (25) ふつ素及びその化合物

(地下水利用管理者)

第6条 条例第22条第1項の規則で定める者は、一の年度における地下水採取量が30,000立方メートルを超える者（専ら農業のために利用する者を除く。）とする。

2 地下水利用管理者の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地下水採取量の把握
- (2) 地下水の節水、利用の合理化及び利用方法の改善
- (3) 市が行う地下水保全対策への協力

(平25規則32・一部改正)

(地下工事の種類)

第7条 条例第23条第1項に規定する規則で定める工事は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 杭打ち工事
- (2) 地盤改良工事
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地下水の水質又は水量の保全に影響を及ぼすおそれがあるもの

あるとして市長が必要と認める工事

(平25規則32・旧第8条繰上・一部改正)

(地下工事の届出)

第8条 条例第23条第2項の規定による届出は、地下工事届出書により地下工事着工予定日前30日までに行わなければならない。

2 前項の地下工事届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 工事の場所を明らかにする図書
- (2) 工事の内容を明らかにする図書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(平25規則32・旧第9条繰上・一部改正、平30規則86・一部改正)

(水源からの距離)

第9条 条例第24条の規則で定める距離は、井戸の中心からおおむね半径500メートルとする。

(平25規則32・旧第10条繰上・一部改正)

(地下工事の事前協議)

第10条 条例第24条の規定による協議は、水源地周辺工事事前協議書により行うものとする。

2 第8条第2項の規定は、前項の協議をする場合について準用する。

(平25規則32・旧第11条繰上・一部改正、平30規則86・一部改正)

(身分証明書)

第11条 条例第25条第4項の証明書は、地下水保全立入調査員証（別記様式）によるものとする。

(平25規則32・旧第12条繰上・一部改正、平30規則86・一部改正)

(公表)

第12条 条例第27条の規定による公表は、次に掲げる事項について市公報に登載して行うほか、市長が必要と認める手段により行うものとする。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、住所及び代表者の氏名）
- (2) 条例第27条第1項第1号又は第4号にあっては、命令の内容及び当該命令に従わない事實
- (3) 条例第27条第1項第2号、第3号又は第5号にあっては、作成、提出等に係る義務を履行しない事實

(平25規則32・旧第13条繰上・一部改正、平30規則86・一部改正)

(熊本市地下水浄化対策検討委員会の構成等)

第13条 条例第30条第1項の熊本市地下水浄化対策検討委員会（次条から第16条までにおいて「委員会」という。）の委員（以下この条から第15条までにおいて「委員」という。）は、地下水が汚染された区域の監視及び改善に関する識見を有する者その他市長が適當と認める者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(平21規則18・追加、平25規則32・旧第14条繰上・一部改正)

(委員会の会長)

第14条 委員会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(平21規則18・追加、平25規則32・旧第15条繰上)

(委員会の会議)

第15条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会長は、会議のために必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(平21規則18・追加、平25規則32・旧第16条繰上)

(委員会の庶務)

第16条 委員会の庶務は、環境局水保全課において処理する。

(平21規則18・追加、平24規則7・一部改正、平25規則32・旧第17条繰上)

(熊本市硝酸性窒素対策検討委員会の構成等)

第17条 条例第31条第1項の熊本市硝酸性窒素対策検討委員会の委員（以下この条において「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 地下水の保全に関する識見を有する者
- (2) 農業に関する識見を有する者
- (3) 農業関係者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適當と認める者

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(平21規則18・追加、平25規則32・旧第18条繰上・一部改正)

(熊本市家畜排せつ物適正処理検討委員会の構成等)

第18条 条例第32条第1項の熊本市家畜排せつ物適正処理検討委員会の委員（以下この条において「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 地下水の保全に関する識見を有する者
- (2) 農業に関する識見を有する者
- (3) 農業関係者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適當と認める者

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(平25規則32・追加)

(熊本市地下水浄化対策検討委員会に関する規定の準用)

第19条 第14条から第16条までの規定は、熊本市硝酸性窒素対策検討委員会及び熊本市家畜排せつ物適正処理検討委員会の会長、会議及び庶務について準用する。

(平21規則18・追加、平25規則32・一部改正)

(書類の様式等)

第20条 この規則に定めるもののほか、この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他 の方法により公表するものとする。

(平30規則86・追加)

(雑則)

第21条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平21規則18・旧第14条繰下、平30規則86・旧第20条繰下)

附 則

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成21年3月26日規則第18号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年1月19日規則第7号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第32号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月27日規則第86号）

この規則は、熊本市東部堆肥センター条例（平成29年条例第41号）の施行の日から施行する。

別記様式(第11条関係)

(表)

第 号	地 下 水 保 全 立 入 調 査 員 証
所 属 職 名 氏 名	
年 月 日 生	
上記の者は、熊本市地下水保全条例第25条第1項の規定に基づく立入調査に従事する者であることを証明する。 年 月 日	
熊本市長	印

(裏)

熊本市地下水保全条例(抜粋)

(立入調査等)

第25条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員又は市長が委任した者(以下「職員等」という。)に他人の土地又は建物に立ち入り、地下水又は土壌の状況に関する調査又は検査(以下「調査等」という。)をさせることができる。

- 2 前項の規定により調査等を行う職員等は、立入りの際、あらかじめその旨を土地の占有者に告げなければならない。
- 3 日出前又は日没後においては、土地の占有者の承諾があった場合を除き、第1項の規定による立入りをしてはならない。
- 4 第1項の規定により調査等を行う職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 5 市は、第1項の規定による立入りにより損失が生じた場合は、その損失を受けた者に対して、これを補償しなければならない。
- 6 土地の占有者は、正当な理由がなければ第1項の規定による調査等を拒み、又は妨げてはならない。

別記様式（第11条関係）

（平21規則18・一部改正、平25規則32・旧様式第11号繰上・一部改正、平30規則
86・旧様式第6号・一部改正）